

保医発0702第4号  
平成27年7月2日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 } 殿  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 }

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

「DPC制度への参加等の手続きについて」の一部改正について

平成27年6月24日開催の中央社会保険医療協議会総会において「DPC制度への参加等の手続きについて」（平成26年3月27日付け保医発第0327第2号。以下「参加通知」という。）の改正内容が承認されたことに伴い、参加通知を下記の通り改正することとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

参加通知の第1の3（3）中「希望している病院は」を「希望する場合は、合併又は分割の対象となる病院全てが、原則として」に改め、第1の3（4）中「厚生労働省保険局医療課にて審査・決定することとし、必要に応じて」を削り、「において審査・決定」を「において審査及び決定」に改める。

参加通知の別紙2（注意事項）※4及び別紙4（注意事項）※4中「必要に応じて」を削り、「審査・決定」を「審査及び決定」に改める。



DPC制度への参加等の手続きについて（平成26年3月27日付け保医発0327第2号） 新旧対照表

新	旧
<p>DPC制度への参加等の手続きについて</p> <p>標記について、「DPC制度への参加等の手続きについて」を別添のとおり一部改め、平成26年4月1日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、本通知は、平成26年4月1日から適用することとし、従前の「DPC制度への参加等の手続きについて」については、平成26年3月31日限り廃止する。</p>	<p>DPC制度への参加等の手続きについて</p> <p>標記について、「DPC制度への参加等の手続きについて」を別添のとおり一部改め、平成26年4月1日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、本通知は、平成26年4月1日から適用することとし、従前の「DPC制度への参加等の手続きについて」については、平成26年3月31日限り廃止する。</p>

第1 DPC対象病院

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 DPC対象病院の合併又は分割について

(1) DPC対象病院の合併について

DPC対象病院が、DPC対象病院等（DPC制度参加病院以外を含む）と合併の予定があり、合併後もDPC制度への継続参加を希望している場合は、合併（予定）年月日の6か月前までに、別紙2「DPC対象病院等の合併に係る申請書」及び別紙3「DPC対象病院等の合併に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(2) DPC対象病院の分割について

DPC対象病院が分割の予定があり、分割後もDPC制度への

第1 DPC対象病院

- 1 (略)
  - 2 (略)
  - 3 DPC対象病院の合併又は分割について
- (1) DPC対象病院の合併について
- DPC対象病院が、DPC対象病院等（DPC制度参加病院以外を含む）と合併の予定があり、合併後もDPC制度への継続参加を希望している場合は、合併（予定）年月日の6か月前までに、別紙2「DPC対象病院等の合併に係る申請書」及び別紙3「DPC対象病院等の合併に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(2) DPC対象病院の分割について

DPC対象病院が分割の予定があり、分割後もDPC制度への

<p>継続参加を希望している場合は、分割（予定）年月日の6か月前までに、別紙4「DPC対象病院等の分割に係る申請書」及び別紙5「DPC対象病院等の分割に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長をして厚生労働省保険局医療課長に提出すること。</p> <p>(3) DPC制度に継続参加を希望する場合は、合併又は分割の対象となる病院全てが、原則として以下の基準を満たしていること。</p> <p>① 合併の場合は、合併前の主たる病院がDPC対象病院であること。</p> <p>② 申請の直近1年以上、継続してデータが提出されていること。</p> <p>③ 申請の直近1年の（データ／病床）比が1か月あたり0.875以上であること。</p> <p>(4) 合併又は分割に係る申請の審査について</p> <p>(1) 又は(2)の申請書が提出された場合、(3)に掲げる基準及び申請書の記載内容からDPC制度への継続参加の可否について中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。申請が認められた場合は、合併又は分割後もDPC対象病院としてDPC制度に継続参加するものとする。</p>	<p>継続参加を希望している場合は、分割（予定）年月日の6か月前までに、別紙4「DPC対象病院等の分割に係る申請書」及び別紙5「DPC対象病院等の分割に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長をして厚生労働省保険局医療課長に提出すること。</p> <p>(3) DPC制度に継続参加を希望している病院は以下の基準を満たしていること。</p> <p>① 合併の場合は、合併前の主たる病院がDPC対象病院であること。</p> <p>② 申請の直近1年以上、継続してデータが提出されていること。</p> <p>③ 申請の直近1年の（データ／病床）比が1か月あたり0.875以上であること。</p> <p>(4) 合併又は分割に係る申請の審査について</p> <p>(1) 又は(2)の申請書が提出された場合、(3)に掲げる基準及び申請書の記載内容からDPC制度への継続参加の可否について厚生労働省保険局医療課にて審査・決定することとし、必要に応じて中央社会保険医療協議会において審査・決定することとする。申請が認められた場合は、合併又は分割後もDPC対象病院としてDPC制度に継続参加するものとする。</p> <p>(5) (略) (6) (略) (7) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2) DPC対象病院等の合併に係る申請書 (略)</p> <p>(別紙3) DPC対象病院等の合併に係る申請書 (略)</p>
--	---

<p>(注意事項)</p> <p>※1～※3 (略)</p> <p>※4 DPC制度の継続参加の可否については、中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。</p> <p>※5・※6 (略)</p> <p>(別紙3) (略)</p>	<p>(注意事項)</p> <p>※1～※3 (略)</p> <p>※4 DPC制度の継続参加の可否については、<u>必要に応じて中央社会保険医療協議会において審査・決定することとする。</u></p> <p>※5・※6 (略)</p>
<p>(別紙4)</p> <p>DPC対象病院等の分割に係る申請書</p> <p>(略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>※1～※3 (略)</p> <p>※4 DPC制度の継続参加の可否については、中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。</p> <p>※5・※6 (略)</p>	<p>(別紙4)</p> <p>DPC対象病院等の分割に係る申請書</p> <p>(略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>※1～※3 (略)</p> <p>※4 DPC制度の継続参加の可否については、<u>必要に応じて中央社会保険医療協議会において審査・決定することとする。</u></p> <p>※5・※6 (略)</p> <p>以下略</p>

(別紙2)

## DPC対象病院等の合併に係る申請書

(保険医療機関名称)

当院\_\_\_\_\_は、

(保険医療機関名称)

次の\_\_\_\_\_と、

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_に合併を予定しています。

合併後もDPC対象(準備)病院の基準を満たす予定であり、DPC制度に継続参加を希望しています。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

(連絡先)

担当者名

所属部署

電話番号

E-mail

厚生労働省保険局医療課長 殿

(注意事項)

- ※1 本申請書は、DPC対象病院等（DPC制度参加病院以外含む）がDPC対象病院等と合併の予定があり、合併後もDPC制度への継続参加を希望している場合に、合併（予定）年月日の6か月前までに、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。
- ※2 本申請書には、必要事項を記載した、別紙3「DPC対象病院等の合併に係る申請書（別紙）」を添付して提出すること。
- ※3 本申請書の提出後、申請内容等の合併に係る資料の提出が求められた場合は厚生労働省保険局医療課に速やかに提出すること。
- ※4 DPC制度継続参加の可否については、中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。
- ※5 審査後の決定案については、予め当該病院に通知することとし、通知した決定案に不服がある病院は、1回に限り別紙9「不服意見書」を提出することができる。
- ※6 審査の内容については必要に応じて中央社会保険医療協議会に報告を行うものであること。

(別紙4)

## DPC対象病院等の分割に係る申請書

(保険医療機関名称)

当院\_\_\_\_\_は、

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_に、

(保険医療機関名称(予定))

\_\_\_\_\_と、

(保険医療機関名称(予定))

\_\_\_\_\_に分割を予定しています。

分割後もDPC対象(準備)病院の基準を満たす予定であり、DPC制度に継続参加を希望しています。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

(連絡先)

担当者名

所属部署

電話番号

E-mail

厚生労働省保険局医療課長 殿

(注意事項)

- ※ 1 本申請書は、DPC対象病院等（DPC制度参加病院以外含む）が分割の予定があり、分割後もDPC制度への継続参加を希望している場合に、分割（予定）年月日の6か月前までに、地方厚生（文）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。
- ※ 2 本申請書には、必要事項を記載した、別紙5「DPC対象病院等の分割に係る申請書（別紙）」を添付して提出すること。
- ※ 3 本申請書の提出後、申請内容等の分割に係る資料の提出が求められた場合は厚生労働省保険局医療課に速やかに提出すること。
- ※ 4 DPC制度の継続参加の可否については、中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。
- ※ 5 審査後の決定案については、予め当該病院に通知することとし、通知した決定案に不服がある病院は、1回に限り別紙9「不服意見書」を提出することができる。
- ※ 6 審査の内容については必要に応じ、中央社会保険医療協議会に報告を行うものであること。